

## 港湾協力団体の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 広島県が港湾管理者である港湾における港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第41条の2第1項に基づく港湾協力団体の指定に係る事務に関しては、別に定めるものを除くほか、この要綱に定めるところによる。

(申請方法の公開)

第2条 港湾管理者は、本要綱を踏まえ、港湾協力団体の申請方法を定め、公開するものとする。

(申請資格)

第3条 港湾協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第9条の2に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 代表者が定まっていること。
- (2) 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 申請時点において、法人等の設立後1年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過している場合にあっては、直近1年間の広島県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- (7) 港湾協力団体の指定を受けた場合に、港湾協力団体としての活動以外では、港湾協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める事項。

(申請書類)

第4条 港湾協力団体の指定を受けようとする法人等は、港湾協力団体指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、港湾管理者へ申請するものとする。

- (1) 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- (2) 活動実施計画書
- (3) 広島県税、消費税及び地方消費税の納税証明書（課税対象団体である場合に限り。）
- (4) 前条第7号の要件を満たすことを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める書類

(活動実施計画書)

第5条 前条第2号の活動実施計画書は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 活動期間
- (2) 活動を行う港湾の区域
- (3) 活動の内容
- (4) 前号の活動に関する法人等又はその構成員の活動実績

(指定)

第6条 港湾管理者は、活動の内容の公共性及び活動の計画の実効性等を踏まえ、申請をした法

人等が法第 41 条の 3 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、港湾協力団体として指定するものとする。

2 港湾管理者は、法第 41 条の 2 第 1 項の規定に基づき港湾協力団体として指定した法人等に対し、当該法人等の名称及び活動を行う港湾の区域を明記して港湾協力団体指定証（様式第 2 号）を発行し、指定番号を登録するものとする。

3 港湾管理者は、法第 41 条の 2 第 2 項の規定に基づき、前項の指定をしたときは、当該港湾協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

4 港湾協力団体として指定を受けた法人等は、法第 41 条の 2 第 3 項に定めるもののほか、法人等の代表者を変更しようとするとき又は、法人等を解散しようとするときは、あらかじめその旨を港湾管理者へ届け出るものとする。

5 港湾管理者は、法第 41 条の 2 第 4 項に定めるもののほか、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

（指定の通知）

第 7 条 港湾管理者は、法第 41 条の 2 第 1 項の規定に基づき港湾協力団体として指定したとき又は指定をしないこととしたときは、申請をした法人等に対して、その旨を書面にて通知するものとし、指定しないこととした法人等に対しては、その理由を付すものとする。

（活動実施計画書の変更）

第 8 条 港湾協力団体は、活動実施計画書の計画期間の終了 1 か月前までに、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を、港湾管理者に提出するものとする。

2 港湾協力団体は、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかにその変更内容を明らかにする書類を港湾管理者に提出するものとする。

（活動状況の確認）

第 9 条 港湾管理者は、法第 41 条の 4 第 1 項の規定に基づき、港湾協力団体に対し、1 年に 1 回、活動内容について書面により報告させるものとする。

2 前項のほか、港湾管理者が必要と認める場合には、港湾協力団体に対し、その活動の内容について随時報告をさせることができるものとする。

（活動内容の改善）

第 10 条 港湾管理者は、法第 41 条の 4 第 2 項に定めるもののほか、指定後に第 3 条に定める要件に適合しなくなったと認められる場合には、港湾協力団体に対し、その活動の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

（指定の取り消し）

第 11 条 港湾管理者は法第 41 条の 4 第 3 項に定めるもののほか、港湾協力団体が、前条の規定による命令に違反した時又は詐欺その他不正の手段により港湾協力団体の指定を受けたときは、当該指定を取り消すことができる。

2 港湾管理者は、港湾協力団体から当該指定の取り消しの申請があった場合には、その指定を取り消すものとする。

3 港湾管理者は、前 2 項の規定により港湾協力団体の指定を取り消した場合には、その理由を付して書面にて取り消しの通知を行うとともに、その旨を公示するものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。